

炭酸カルシウムの規格基準の改正に関する部会報告書（案）

今般の添加物としての規格基準の改正の検討については、事業者より規格基準の改正にかかる要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、添加物部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 品目名

和名：炭酸カルシウム

英名：Calcium Carbonate

CAS 番号：471-34-1

INS 番号：170 i

2. 分子式及び分子量

CaCO_3 100.09

3. 用途

栄養強化剤、イーストフード、ガムベース、膨張剤

4. 概要及び諸外国での使用状況

(1) 概要

炭酸カルシウムは、石灰石等として昔から知られていたが、1775年にBlackにより組成が決定された。我が国では、昭和32年に指定され、パン、みそ、菓子、納豆等のカルシウム強化剤として用いられる他、醸造用水の硬度剤、酒の脱酸剤、あめの中の中和剤、菜類漬物等に食塩に混ぜて使用される。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）では、1965年の第9回会合において、ADIを「not limited（制限しない）」と評価されている。

(2) 諸外国での使用状況

コーデックス委員会による添加物の使用基準（食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA¹））では、一部の食品を除き²、適正製造規範（GMP）の下で必要量を食品に使用することが認められている。

¹ コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則（食品添加物の安全性、使用の妥当性、適正製造規範（GMP）の考え方等）、食品へのキャリーオーバー（食品の原材料の製造等に使用された食品添加物が食品中に存在すること）の考え方等の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

² 乾燥ホエイ及びホエイチーズを除くホエイ製品については、10000mg/kg とされている。

米国では、一般に安全と認められる（GRAS）物質として、食品全般に対して、GMPの下で必要量を使用することが認められている。

欧州連合（EU）では、一部の食品を除き³、必要量を食品に使用することが認められている。

我が国では、炭酸カルシウムが昭和32年に指定されており、「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない」とされ、カルシウムとして、チューインガムにあつては10%以下、その他の食品にあつては1.0%以下でなければならないとされている。

5. 食品添加物としての有効性

（1）食品添加物としての有効性

炭酸カルシウムは、指定添加物として使用される他のカルシウム強化剤と比べ、カルシウム含量が高いため、添加物としての使用量を低減することができ、食品の味や食感への影響を低く抑えることができる。

（2）食品中での安定性

水には難溶であるが、二酸化炭素を含む水には炭酸水素ナトリウムを生じて溶解する。強熱すると二酸化炭素と酸化カルシウムに解離する。酸を作用させると二酸化炭素を放出してカルシウム塩を生じる。

（3）食品中の栄養成分に及ぼす影響

食品中の栄養成分に影響を及ぼすとの報告はない。

6. 食品安全委員会における評価結果

食品添加物としての規格基準改正のため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成28年3月3日付け厚生労働省発生食0303第7号により食品安全委員会に対して意見を求めた炭酸カルシウムに係る食品健康影響評価については、添加物関連栄養成分ワーキンググループの議論を踏まえ、以下の評価結果が平成28年9月6日付け府食第564号で通知されている。

【食品健康影響評価（添加物評価書抜粋）】

本委員会は、添加物「炭酸カルシウム」は、胃内において炭酸イオンとカルシウムイオンに解離すると考えられることから、炭酸カルシウムに加え、その他のカルシウム塩に関する知見も併せ、総合的に添加物「炭酸カルシウム」の安全性に関する評価を行うこととした。

さらに、評価に当たっては添加物評価書「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」を参照することとした。

³ ココア及びチョコレート製品については、70000mg/kgとされている。

炭酸カルシウム及びその他のカルシウム塩の体内動態に係る知見を検討した結果、本委員会は、炭酸カルシウムの食品健康影響評価を行うに当たり、カルシウムの高いホメオスタシスに着目する必要があると考えた。

本委員会としては、炭酸カルシウム及びその他のカルシウム塩について遺伝毒性、急性毒性、発がん性及び生殖発生毒性の試験成績を検討した結果、生体にとって特段問題となる毒性の懸念を示す知見は認められないと判断した。

また、反復投与毒性について試験成績を検討した結果、参照した反復投与試験で観察された変化のみでは毒性学的な意義を判断できず、これらの試験から NOAEL を求めることはできなかった。しかし、必要量を大きく上回る量の炭酸カルシウムを投与した際に、体重増加の抑制、摂餌量の減少、飼料効率の低下及び各種ミネラルの体内レベルへの影響が複数の知見で認められており、NOAEL の判断や量的な評価は行えないものの、必要量を大きく上回る量の炭酸カルシウムは生体に対して体重、摂餌及びミネラルの恒常性等に影響を与えるものと考えられた。

次に、ヒトにおける知見からは、カルシウムの過剰摂取とミルクアルカリ症候群、腎結石、前立腺癌及び循環器疾患との関係についての情報が多く認められた。

カルシウム摂取と前立腺癌又は循環器疾患の関係については、一致性、関連の大きさ、生物学的メカニズム、時間関係などから考えて、因果関係ありと判断する十分な根拠がないと判断した。一方、カルシウム摂取とミルクアルカリ症候群については因果関係があるものと判断し、またカルシウム摂取と腎結石についても、Burtis ら (1994) 及び Jackson ら (2006) の 2 つの介入研究から、因果関係があるものと判断した。ただし、Burtis ら (1994) は被験者が腎結石の患者であり、Jackson ら (2006) は被験者がカルシウムの吸収を高めるビタミン D を併用していることから、NOAEL 又は LOAEL を設定するのは難しいと判断した。

したがって、本委員会としては、ミルクアルカリ症候群の症例報告について検討することが適切と考えた。その結果、表 33 において、比較的カルシウムの摂取量が少ないとされている症例報告のうち、Nabhan ら (2004) や Caruso ら (2007) の症例ではビタミン D を併用している期間があること、Kaklamanos & Perros (2007) の症例では患者が胃粘膜びらんによる消化不良の病歴があること、Irtiza-Ali ら (2008) の症例 2 では腎疾患の病歴があること、AlMusawi ら (2012) の症例では胃食道逆流症、甲状腺機能低下等の病歴があること、Kashouty ら (2011) の症例では胃酸逆流といった病歴があることから、これらを LOAEL の根拠とすることは不適切と判断した。一方、Gordon ら (2005) の症例は妊婦の報告ではあるが病歴はなく、食事以外に約 3,000 mg/人/日のカルシウムを 1 か月間摂取した結果ミルクアルカリ症候群と診断されたものであり、これを妊婦における LOAEL の根拠とすることが適切と判断した。

また、本委員会は、上西ら（2003）及び Bailey ら（2008）の知見のとおり、妊娠中にはカルシウム吸収が高まっているため、ミルクアルカリ症候群発症のリスクが高まるとされており、また、この Gordon ら（2005）の報告は食事由来のカルシウムの摂取量が異なる豪州での症例であるものの、同症例を一般の集団における LOAEL の根拠とすることも可能と判断し、LOAEL を 3,000 mg/人/日とした。

以上のことから、本委員会としては、通常の食事以外からのカルシウムの摂取量の上限値として、UF 1.5 を用い、ULS として 2,000 mg/人/日とすることが適当と判断した。

また、我が国において添加物「炭酸カルシウム」の規格基準が改正された場合の推定摂取量は、添加物由来として最大 711.37 mg/人/日（カルシウムとして）となる。また、平成 26 年国民健康・栄養調査報告によれば、カルシウムの一日常摂取量の平均値は、497 mg/人/日である。なお、添加物「ケイ酸カルシウム」については、賦形剤等として使用される場合の最大量を推計した過大な見積もりであり、実際の使用実態は不明である。

7. 摂取量の推計

食品安全委員会の評価の結果によると次のとおりである。

【一日常摂取量の推計等（添加物評価書抜粋）】

添加物評価書「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」（2013）によれば、マーケットバスケット方式によるトータルダイエツスタディーの結果、加工食品からのカルシウムの推定一日常摂取量⁽³⁷⁾は、1995 年度で 383.9 mg/人/日、1998 年で 400 mg/人/日、2005 年度で 316.9 mg/人/日と報告されている。また、生鮮食品からのカルシウム一日常摂取量は、1998～1999 年度で 290 mg/人/日と報告されている。以上から、マーケットバスケット方式によるトータルダイエツスタディーより推定されるカルシウムの摂取量は 1998 年で 690 mg/人/日と推定される。

「平成 26 年国民健康・栄養調査報告」によれば、カルシウムの一日常摂取量の平均値は、497 mg/人/日である。

規格基準改正要請者は、添加物「炭酸カルシウム」の規格基準が改正された場合の一日常推定摂取量について、添加物評価書「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」（2013）を引用し、栄養強化剤としての摂取量及び製造用剤としての摂取量ごとに以下のように推計している。

(1) 栄養強化剤として

栄養強化剤としての用途があるカルシウム塩の添加物について、指定添加物では炭酸カルシウム、リン酸三カルシウム、リン酸一水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム、ピロリン酸二水素カルシウム、クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、パントテン酸カルシウム、乳酸カルシウム、アスコルビン酸カルシウム及びステアリン酸カルシウムがあり、既存添加物では焼成カルシウム類、未焼成カルシウム類及び生石灰がある。焼成カルシウム類及び生石灰については、製造用剤としての用途もあるため、製造用剤として摂取量を推計することとし、栄養強化剤としての推計には含めない。

「平成 22 年度 食品添加物の規格基準の向上と使用実態に関する調査研究」報告書及び「平成 23 年度 生産量統計を基にした食品添加物摂取量の推定に関わる研究、指定添加物品目」報告書によれば、炭酸カルシウムを含め、指定添加物であるカルシウム塩の一日摂取量の合計は、カルシウムとして 59.0 mg/人/日と考えられる。(表 34)

また、既存添加物である未焼成カルシウム類は、年間国内総使用量の合計が 1,516 t であり、仮に 100%が炭酸カルシウムであり全量が食品として摂取されたとすると、その一日摂取量の合計は、カルシウムとして 13.10 mg/人/日と考えられる。(表 35)

表 34 栄養強化剤としての用途がある指定添加物であるカルシウム塩類の摂取量 (単位: mg/人/日)

添加物名	1 人一日摂取量	1 人一日摂取量 (カルシウムとして)
炭酸カルシウム	109.58	43.88
リン酸三カルシウム	6.33	2.45
リン酸一水素カルシウム	2.57	0.76
リン酸二水素カルシウム	9.59	1.64
ピロリン酸二水素カルシウム	1.71	0.32
クエン酸カルシウム	1.5	0.31
グルコン酸カルシウム	5.1	0.45
グリセロリン酸カルシウム	0.12	0.02
パントテン酸カルシウム	0.43	0.036
乳酸カルシウム	49.6	9.10
アスコルビン酸カルシウム	0.162	0.0152
ステアリン酸カルシウム	0.280	0.0189
合計値	-	59.0

表 35 栄養強化剤としての用途がある既存添加物である
未焼成カルシウム類の日本国内集荷量（単位：t）

添加物名	使用量
貝殻未焼成カルシウム	803.0
サンゴ未焼成カルシウム	79.0
卵殻未焼成カルシウム	634.0
合計値	1,516

規格基準改正要請者は、これらのすべてが添加物「炭酸カルシウム」に代替されると仮定すると、添加物「炭酸カルシウム」の栄養強化剤としての一日推定摂取量は、カルシウムとして 72.10 mg/人/日程度と考えられるとしている。

（2）製造用剤として

① カルシウム塩（ケイ酸カルシウムを除く）に係る推計

製造用剤としての用途があるカルシウム塩の添加物について、指定添加物では炭酸カルシウム、塩化カルシウム、硫酸カルシウム及び水酸化カルシウムがあり、既存添加物では焼成カルシウム類及び生石灰がある。炭酸カルシウムについては、栄養強化剤としての用途もあるため、栄養強化剤として摂取量を計上することとし、製造用剤としての計上には含めない。

「平成 22 年度 食品添加物の規格基準の向上と使用実態に関する調査研究」によれば、指定添加物であるカルシウム塩の一日摂取量は、カルシウムとして 30.55 mg/人/日と考えられる。（表 36）

また、既存添加物である焼成カルシウム類のうち、主成分がリン酸三カルシウムであるものの年間国内総使用量は 232.0 t であり、仮に 100%がリン酸三カルシウムであり全量が食品として摂取されたすると、一日摂取量はカルシウムとして 1.92 mg/人/日と考えられる。主成分が酸化カルシウムであるものの年間国内総使用量は 221.0 t であり、仮に 100%が酸化カルシウムであり全量が食品として摂取されたとすると、一日摂取量はカルシウムとして 3.40 mg/人/日と考えられる。以上から、焼成カルシウム由来のカルシウムの一日摂取量の合計は 5.32 mg/人/日と考えられる。（表 37）

既存添加物である生石灰（主成分：酸化カルシウム）については、使用量の報告は認められないが、仮に前述の焼成カルシウム類のうち、主成分が酸化カルシウムであるものと同程度の使用があるとすると、生石灰由来のカルシウムの平均摂取量

は、3.40 mg/人/日と考えられる。

表 36 製造用剤としての用途がある指定添加物であるカルシウム塩類の
摂取量（単位：mg/人/日）

添加物名	一人1日摂取量	一人1日摂取量 (カルシウムとして)
塩化カルシウム	29.11	10.51
水酸化カルシウム	2.05	1.11
硫酸カルシウム	81.33	18.93
合計値	-	30.55

表 37 焼成カルシウム類の主成分と日本国内出荷量（単位：t）

主成分	添加物名	出荷量
リン酸三カルシウム	骨焼成カルシウム	220.0
	乳清焼成カルシウム	12.0
	合計値	232.0
酸化カルシウム	貝殻焼成カルシウム	141.9
	卵殻焼成カルシウム	78.0
	造礁サンゴ焼成カルシウム	1.2
	合計値	221.0

規格基準改正要請者は、これらがすべて炭酸カルシウムに代替されると仮定すると、添加物「炭酸カルシウム」の上述のカルシウム製剤に係る製造用剤としての一日推定摂取量は、カルシウムとして 39.27 mg/人/日程度と考えられるとしている。

② カルシウム塩（ケイ酸カルシウム）に係る推計

規格基準改正要請者は、添加物評価書「ケイ酸カルシウム」（2015）を引用し、添加物「ケイ酸カルシウム」由来のカルシウムの推定一日摂取量を 600 mg/人/日としている。

（引用開始）

規格基準改正要請者⁽³⁸⁾は、2008年に新たに指定されたケイ酸カルシウムの推定摂取量の知見はないものの、ケイ酸カルシウムの指定前の微粒二酸化ケイ素の推定摂取量の全量がケイ酸カルシウムに置き換わると仮定して、現在の使用基準に係るケイ酸カルシウムの推定一日摂取量を0.56 mg/人/日（0.01 mg/kg体重/日）と推定している。

また、規格基準改正要請者は、規格基準改正後の摂取量の増加量を、ケイ酸カルシウムの使用量が平均量（食品の20%）⁽³⁹⁾程度のチュアブル錠（1,000 mg/錠）を、

3種類各2錠を1日朝夕2回摂取するヒトを想定して、2,400 mg/人/日（43.6 mg/kg 体重/日）と推計している。

以上より、本委員会としては、添加物「ケイ酸カルシウム」の使用基準改正に係る推定一日摂取量は、2,400 mg/人/日（43.6 mg/kg体重/日）となると判断した。

また、二酸化ケイ素及びカルシウムの推定一日摂取量について、添加物「ケイ酸カルシウム」の成分規格を踏まえて検討した。二酸化ケイ素については、添加物「ケイ酸カルシウム」中の二酸化ケイ素の含量の最大値が95.0%であることを踏まえ、推定一日摂取量は2,280 mg/人/日（41.4 mg/kg体重/日）（二酸化ケイ素として）と判断した。また、カルシウムについては、添加物「ケイ酸カルシウム」中の酸化カルシウムの含量の最大値が35.0%であることを踏まえ、まず、酸化カルシウムの推定一日摂取量を840 mg/人/日（15.2 mg/kg体重/日）（酸化カルシウムとして）と換算し、更に、分子量を基に換算し、推定一日摂取量は600 mg/人/日（10.9 mg/kg 体重/日）（カルシウムとして）と判断した。

（引用終了）

③ 製造用剤としての推計

規格基準改正要請者は、添加物「炭酸カルシウム」の規格基準が改正された場合の製造用剤としてのカルシウムの一日摂取量を、639.27 mg/人/日（カルシウムとして）と推定している。

（3）添加物由来のカルシウムの摂取量

規格基準改正要請者は、添加物「炭酸カルシウム」の規格基準が改正された場合の添加物由来のカルシウムの摂取量を、栄養強化剤として 72.10 mg/人/日、製造用剤として 639.27 mg/人/日、合計で 711.37 mg/人/日（カルシウムとして）と推定している。

（4）一日摂取量の推計等のまとめ

本委員会としても、規格基準改正要請者の推計を是認し、添加物「炭酸カルシウム」の規格基準が改正された場合の我が国における添加物由来のカルシウムの推定一日摂取量を、栄養強化剤として最大 72.10 mg/人/日、製造用剤として最大 639.27 mg/人/日、合計で最大 711.37 mg/人/日（カルシウムとして）と判断した。

なお、添加物「ケイ酸カルシウム」については、賦形剤等として使用される場合の最大量を推計した過大な見積もりであり、実際の使用実態は不明である。

8. 規格基準の改正について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく規格基準については、次のとおり改正することが適当である。

（1）使用基準の改正について

食品安全委員会の評価結果、摂取量の推計結果、酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに使用基準が設けられていないこと⁴、カルシウム含有添加物の使用実態⁵、国際基準を踏まえ、以下のとおり設けられている使用基準を削除することが適当である。

（現行）

炭酸カルシウムは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。

炭酸カルシウムの使用量は、カルシウムとして、チューインガムにあつては 10% 以下、その他の食品にあつては 1.0% 以下でなければならない。ただし、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。

（2）成分規格について

成分規格は別紙のとおり設定されている。本規格基準改正において変更の必要はない。

⁴ 酢酸カルシウム及び酸化カルシウムは以下の理由により使用基準が設けられていない。

①昭和 25 年 1 月 11 日付け衛食第 7 号「飲食物に添加する石灰類の取扱いについて」に示された「栄養上、製造加工調理上、経済上その他の理由によって食品の中に石灰類を混入し、或いは食品の添加物の一部又は全部を石灰類をもってするような傾向にある」状況を踏まえ、「食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。使用量は、カルシウムとして、食品の 1.0% 以下でなければならない。」という使用基準が設定されたと考えられるが、近年、このような状況は想定しがたいこと。

②健康栄養調査でのカルシウム摂取状況から、耐容上限量に比べて十分に小さく、健康被害が発生するおそれが低いこと

③Codex 規格において、GMP の原則に従い、必要量使用することが許容されていること。

⁵ 要請者によると、我が国では、使用基準の設定されていないカルシウムを含む添加物がサプリメント、ウェハース等にカルシウムの強化剤として、1.0%（カルシウムとして）を超えて使用されているとのこと。

炭酸カルシウム
Calcium Carbonate

CaCO₃ 分子量 100.09

Calcium carbonate [471-34-1]

含 量 本品を乾燥したものは、炭酸カルシウム(CaCO₃) 98.0~102.0%を含む。

性 状 本品は、白色の微細な粉末で、においが無い。

確認試験 本品 1 g に水 10ml 及び酢酸(1→4) 7ml を加えるとき、泡立って溶ける。

この液を煮沸した後、アンモニア試液で中和した液は、カルシウム塩の反応を呈する。

純度試験 (1) 塩酸不溶物 0.20%以下

本品 5.0g を量り、水 10ml を加え、かき混ぜながら徐々に塩酸 12ml を滴加し、更に水を加えて全量を 200ml とする。この液を定量分析用ろ紙(5種C)でろ過し、ろ紙上の残留物を洗液が塩化物の反応を呈さなくなるまで熱湯でよく洗った後、ろ紙と共に灰化し、その質量を量る。

(2) 遊離アルカリ 本品 3.0g を量り、新たに煮沸し冷却した水 30ml を加え、3分間振り混ぜた後、ろ過する。ろ液 20ml を量り、フェノールフタレイン試液 2 滴を加えるとき、紅色を呈しても、その色は、0.1mol/L 塩酸 0.20ml を加えるとき消える。

(3) 重金属 Pb として 20 μg/g 以下

本品 1.0g を量り、塩酸(1→4) 8ml を加えて溶かし、水を加えて約 20ml とし、振り混ぜながら、わずかに白濁を生じるまでアンモニア試液を滴加し、酢酸(1→20) 2ml 及び水を加えて 50ml とし、検液とする。比較液は、鉛標準液 2.0ml を量り、酢酸(1→20) 2ml 及び水を加えて 50ml とする。

(4) アルカリ金属及びマグネシウム 1.0%以下

本品 1.0g を量り、塩酸(1→10) 30ml を徐々に加えて溶かし、煮沸して二酸化炭素を追い出す。冷後、アンモニア試液で中和し、シュウ酸アンモニウム溶液(1→25) 60ml を加え、水浴上で 1 時間加熱する。冷後、水を加えて 100ml とし、よくかき混ぜた後、ろ過し、ろ液 50ml を量り、硫酸 0.5ml を加えて蒸発乾固した後、恒量になるまで強熱し、その質量を量る。

(5) バリウム Ba として 0.030%以下

本品 1.0g を量り、塩酸(1→4) 8ml を加えて溶かし、水を加えて 20ml とし、検液とする。検液に酢酸ナトリウム 2g、酢酸(1→20) 1ml 及びクロム酸カリウム溶液(1→20) 0.5ml を加え、15分間放置するとき、その液の濁度は、次の比較液の呈する濁度より濃くない。比較液は、バリウム標準液 0.30ml に水を加えて 20ml とし、以下検液の場合と同様に操作して調製する。

(6) ヒ素 As₂O₃ として 4.0 μg/g 以下

本品 0.50g を量り、水 1ml で潤し、塩酸(1→4) 4ml を加えて溶かし、これを検液とする。装置 B を用いる。

乾燥減量 2.0%以下(200℃, 4時間)

定量法 本品を乾燥し, その約1 gを精密に量り, 塩酸(1→4) 10ml に徐々に加えて溶かし, 水を加えて正確に100ml とし, 検液とする。カルシウム塩定量法中の第1法により定量する。

0.05mol/L EDTA溶液 1 ml = 5.004mg CaCO_3

これまでの経緯

平成28年 3月 3日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛てに食品添加物の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼
平成28年 3月 8日	第598回食品安全委員会（要請事項説明）
平成28年 3月30日	第1回栄養成分関連添加物ワーキンググループ
平成28年 5月11日	第2回栄養成分関連添加物ワーキンググループ
平成28年 6月 1日	第3回栄養成分関連添加物ワーキンググループ
平成28年 7月26日	第616回食品安全委員会（報告）
平成28年 7月27日	食品安全委員会における国民からの意見募集 （～平成28年 8月25日）
平成28年 9月 6日	第621回食品安全委員会（報告）
平成28年 9月 7日	食品安全委員会より食品健康影響評価の結果の通知
平成28年12月14日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成28年12月21日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

[委員]

氏 名	所 属
石見 佳子	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部長
井手 速雄	東邦大学薬学部名誉教授
井部 明広	実践女子大学生活科学部食生活科学科教授
小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
鎌田 洋一	岩手大学農学部共同獣医学科教授
佐藤 恭子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
杉本 直樹	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長
戸塚 ゆ加里	国立研究開発法人国立がん研究センター研究所発がん・予防研究分野ユニット長
中島 春紫	明治大学農学部農芸化学科教授
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部長
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
若林 敬二※	静岡県立大学特任教授

※部会長